

広島県手数料条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第四十八号

広島県手数料条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。  
別表温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号。以下この項において「法」という。)の項を次のように改める。

温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号。以下この項において「法」という。)	法第三条第一項の規定による土地の掘削の許可の申請に対する審査	土地掘削許可申請手数料	一一〇、〇〇〇円
温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号。以下この項において「法」という。)	法第六条第一項又は第七条第一項の規定による土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査	土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継の承認申請手数料	七、四〇〇円
温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号。以下この項において「法」という。)	法第十一条第一項の規定によるゆう出路の増掘又は動力の装置の許可の申請に対する審査	ゆう出路の増掘又は動力の装置の許可申請手数料	一一〇、〇〇〇円
温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号。以下この項において「法」という。)	法第十一条第二項において準用する法第六条第一項又は第七条第一項の規定によるゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査	ゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継の承認申請手数料	七、四〇〇円
温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号。以下この項において「法」という。)	法第十五条第一項の規定による温泉の利用の許可の申請に対する審査	温泉利用許可申請手数料	三五、〇〇〇円
温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号。以下この項において「法」という。)	法第十六条第一項又は第十七条第一項の規定による温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査	温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認申請手数料	七、四〇〇円

法第十九条第一項の規定による温泉成分分析を行う者の登録の申請に対する審査	登録分析機関登録申請手数料	五〇、〇〇〇円
--------------------------------------	---------------	---------

別表建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下この項において「法」という。）の項中「又は第十二項ただし書」を、「第十二項ただし書又は第十三項ただし書」に、「用途地域」を「用途地域等」に、

法第六十八条の三第四項の規定による再開発等促進区等における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	再開発等促進区等における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外許可申請手数料	一六〇、〇〇〇円
--	--	----------

を

法第六十八条の三第四項の規定による再開発等促進区等における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	再開発等促進区等における建築物の建築に関する制限の適用除外認定申請手数料	一六〇、〇〇〇円
法第六十八条の三第七項の規定による開発整備促進区における建築物の建築に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	開発整備促進区における建築物の建築に関する制限の適用除外認定申請手数料	二七、〇〇〇円

に、

法第六十八条の五の二第二項の規定による地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外許可申請手数料	一六〇、〇〇〇円
--	--	----------

を

法第六十八条の五の二の規定による防災街区整備地区計画の区域における建築物の容積率に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	防災街区整備地区計画の区域における建築物の容積率に関する制限の緩和認定申請手数料	二七、〇〇〇円
法第六十八条の五の三第二項の規定による地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外許可申請手数料	一六〇、〇〇〇円

に、

「第六十八条の五の四第一項」を「第六十八条の五の五第一項」に、「第六十八条の五の四第二項」を「第六十八条の五の五第二項」に、「第六十八条の五の五第一項」を「

第六十八条の五の六第一項」に改め、同表貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号。以下この項において「法」という。）の項中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

（広島県警察関係手数料条例の一部改正）

第二条 広島県警察関係手数料条例（平成十二年広島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表道路交通法（以下この項において「法」という。）の項中「同条第二項」を「同項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中広島県手数料条例別表温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号。以下この項において「法」という。）の項の改正規定（平成十九年十月二十日）
- 二 第一条中広島県手数料条例別表建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下この項において「法」という。）の項の改正規定（「又は第十二項ただし書」を「、第十二項ただし書又は第十三項ただし書」に、「用途地域」を「用途地域等」に改める部分及び開発整備促進区における建築物の建築に関する制限の適用除外認定申請手数料に係る部分に限る。）（平成十九年十一月三十日）
- 三 第一条中広島県手数料条例別表貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号。以下この項において「法」という。）の項の改正規定（貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第一百五号）附則第一条本文に規定する政令で定める日）